

静岡県が実施する「令和8年度建設工事等事故防止重点対策」

交通基盤部及び経済産業部が発注した建設工事等で令和7年度に、7件の労働災害、26件の公衆災害(傷害0件、物損26件)が発生した。

本年度はこれらの災害発生を0件にすることを目指し、本県が発注する建設工事等の安全対策の重点項目を下記のとおり定め、発注者と受注者が一体となって取り組むこととする。

1 労働災害の防止

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時には、安全帯の着用、手摺、すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性のチェック等の基本動作を徹底し、不安定な場所での作業・移動の安全対策を図ること。

・機械・器具との接触・挟まれ事故防止対策

重機等を運用する場合には作業計画書を作成し、重機の作業範囲をロープ等により分離処置を講ずるか、監視員により、作業員との接触防止処置を講ずること。
現場作業時やアタッチメント取替時には、作業手順書に基づき、作業を行い挟まれ等事故防止対策を図ること。

・熱中症防止対策

作業現場において『STOP!熱中症 クールワークキャンペーン(厚生労働省)』実施要綱等に基づいた対策強化の徹底を図り、熱中症を発生させない、作業環境づくりに努めること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物損傷防止対策

「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」等に基づく事前情報の点検・確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、慎重な掘削作業を作業員に周知徹底すること。

・上空施設等への接触防止対策

橋梁や架空線下の重機作業において荷台やブームを上げた状態で移動し、上空施設に接触する事故を防止するよう、注意喚起表示を設置し、作業前には複数の作業員で支障物の位置と高さを現地確認すること。

・除草作業等の飛び石防止対策

下刈機での除草作業を行う場合は、作業前の現場点検による浮石等危険物の除去と、防護パネル・ネットでの車両や歩行者通行側への飛び石を防止する等の対策を行うこと。

・一般車両、通行人等への事故防止対策

規制標識や看板の適正な設置、段差の擦り付け対策による安全な誘導と固定柵による現場締め切りの徹底による侵入防止処置等の安全対策を行うこと。ダンプトラックでの運搬作業では運転手への交通安全指導の徹底と誘導員の適正な配置を行うこと